

確定申告の期限が迫ってきました。申告納付期限を下記の通りお知らせします。

【所得税】3月15日（水） 【消費税等】3月31日（金） 【贈与税】3月15日（水）

*振替納税の場合の納付期限（振替日）は、所得税4月20日（木）、消費税等は4月25日（火）です。

国外財産調書・財産債務調書（田中）

いよいよ確定申告の期限が近づいてきましたが、国外財産調書・財産債務調書も確定申告書と一緒に提出する必要がありますので、提出が必要な方はご注意ください。どのような方が対象かという点と以下の通りです。

①国外財産調書

国外にある財産の合計額が5,000万円を超える場合

複数の国にある場合には、その合計額が5,000万円を超えれば提出義務があります。

正当な理由なく提出しなかったり、虚偽の記載をした場合には1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

なお、提出義務の要否にかかわらず、国外財産から得られる利息や賃料等の収入についても国内で課税の対象となりますので、確定申告の際にはご注意ください。

②財産債務調書

所得金額（退職所得を除く）が2,000万円を超え、3億円以上の資産を保有している又は1億円以上の有価証券等を保有している場合

いずれも12月31日現在の「時価」又は時価に準ずる「見積価額」にて評価し、邦貨換算は同日の外国為替の売買相場により評価します。提出していれば、記載していた財産に係る所得税や相続税に申告漏れがあった場合に加算税が5%軽減がされ、提出していなければ逆に5%加重されます。

資金コンサルPR（角野）

弊社イースリーパートナーズの資金調達コンサルティングサービスをご紹介します。

主に以下の2つの業務をご提案しております。

①資金繰りモニタリングサービス

近未来の資金繰り予測とさまざまな財務・金融機関対応の助言、財務部長的な業務全般を行います。

→経営分析シートの作成、資金繰り表の作成、資金管理会議の開催、積極的な銀行対応支援など

②銀行融資プランニングサービス

融資戦略の立案・必要書類の作成・金融機関との調整業務等を行います。

→先に金融機関と調整し、事前にある程度話をまとめたうえで、最後に社長に判断・決裁をいただきます。

■このような企業様・個人事業者様に最適です。

- どんぶり勘定で経営をされており資金の見通しが不安。
- 事業を本気で伸ばしたいと考えているため、将来の経理責任者の育成をしたい。
- 本業が忙しくて銀行対応に時間をかけることが出来ない。
- 新規の融資を受けたい、返済猶予（リ・スケジュール）等を検討している。

資金繰りの改善や融資の新規調達・借換えなどにお困りの方は、是非一度弊社までご相談ください。